

さいたま市告示第739号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和7年4月24日

さいたま市長 清水勇人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモスさいたま吉野町店
所在地 さいたま市北区吉野町一丁目358番1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社 コスモス薬品
代表者氏名 代表取締役 横山 英昭
住 所 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社 コスモス薬品
代表者氏名 代表取締役 横山 英昭
住 所 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年12月11日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,383m²

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗1階平面駐車場	42台
合計	42台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗1階北側駐輪場1	20台
店舗1階中央駐輪場2	20台
合計	40台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
店舗1階東側荷さばき施設	89.00m ²
合 計	89m ²

※合計の値は小数点以下四捨五入

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
店舗1階南側廃棄物保管施設①	5.0m ³

店舗 1 階南側廃棄物保管施設②	1. 0 m ³
店舗 1 階南側廃棄物保管施設③	1. 0 m ³
店舗 1 階南側廃棄物保管施設④	4. 5 m ³
店舗 1 階南側廃棄物保管施設⑤	1. 0 m ³
店舗 1 階南側廃棄物保管施設⑥	1. 0 m ³
合 計	1 4 m ³

※合計の値は小数点以下四捨五入

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 9 時 0 0 分～午後 9 時 5 0 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 3 0 分～午後 1 0 時 0 0 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数
店舗 1 階平面駐車場出入口 1	1 箇所
店舗 1 階平面駐車場出口 1	1 箇所
合 計	2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 0 0 分～午後 1 0 時 0 0 分

2 届出年月日

令和 7 年 4 月 1 0 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和 7 年 4 月 2 4 日から令和 7 年 8 月 2 5 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p120919.html>

トップページ >事業者向けの情報 >環境・産業・企業立地 >産業支援 >大規模小売店舗立地法
>令和 7 年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第 6 条第 1 項受理分を除く）

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和 7 年 4 月 2 4 日から令和 7 年 8 月 2 5 日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944